

## 北海道がん対策サポート企業等登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本道のがん対策の推進を支援する企業や団体等を、道が「北海道がん対策サポート企業等」（以下「サポート企業等」という。）として登録し、取組内容を広く周知するとともに、サポート企業等と連携を図ることにより、官民一体によるがん対策の推進に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 サポート企業等は、道内に事業所を置き、事業活動を行う法人、団体及び個人を対象とする。  
(国及び地方公共団体を除く)。

### (登録要件)

第3条 サポート企業等は、次の(1)に定めるがん検診の受診促進に必ず取り組むとともに、次の(2)から(6)に掲げる各項目の一つ以上に取り組むことを登録要件とする。

#### (1) がん検診の受診促進 (※必須)

##### [具体例]

- ・社内報、ポスター及びチラシ等によるがん検診受診の啓発活動
- ・従業員及びその家族に対するがん検診受診の働きかけ
- ・従業員等に対するがん検診受診費用の負担 など

#### (2) がん患者及び経験者 (以下「がん患者等」という。) に対する就労支援

##### [具体例]

- ・治療と仕事の両立に関する職場研修等を通じた従業員への意識啓発
- ・がん患者等の治療や介護を目的とした休暇の付与等、仕事との両立に配慮した職場環境づくり
- ・申請時から過去5年間に、がん患者等が1年以上就労を継続 など

#### (3) たばこ対策の推進

##### [具体例]

- ・従業員の禁煙外来受診への医療費補助
- ・禁煙や受動喫煙防止に関する啓発、情報提供 など

#### (4) がん対策の推進に関する情報提供

##### [具体例]

- ・顧客等に対するがん対策関連情報の提供
- ・道民を対象とするがん対策関連イベントの開催 など

#### (5) 北海道がん対策基金 (以下「基金」という。) に対する協力

##### [具体例]

- ・基金への寄付、従業員に対する募金協力の働きかけ
- ・購入や利用するごとにその売上の一部が基金に寄付される商品やサービス (以下「寄付つき商品」という。) の提供
- ・寄付つき商品の取扱に関する協力 など

#### (6) 上記のほか本道のがん対策の推進に対する支援

### (申請)

第4条 登録を受けようとする企業や団体等は、北海道がん対策サポート企業等申請書兼登録票 (第1号様式) を知事に申請するものとする。なお、申請については電子システムで行うことを原則とする。

(登録)

第5条 知事は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、サポート企業等として適当と認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 知事は、前項による登録を行ったサポート企業等に、北海道がん対策サポート企業等登録証(第2号様式)を交付するものとする。

3 登録期間は1年を単位とする。なお、期間満了時に引き続き第3条の登録要件(以下「登録要件」という。)を満たしていると認められる場合は、登録期間を延長するものとする。

4 知事は、前条の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないこととし、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(1) 登録要件を満たさないとき

(2) 制度の趣旨に照らしてサポート企業等としてふさわしくないと認めるとき

5 登録したサポート企業等は道のホームページ等で公開する。

(変更の届出)

第6条 サポート企業等は、登録票の内容に変更があったときは、速やかに北海道がん対策サポート企業等登録事項変更届(第3号様式)により、知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 サポート企業等は、登録期間内において登録を辞退したいときは、速やかに北海道がん対策サポート企業等登録辞退届(第4号様式)により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 知事は、サポート企業等が第5条第3項の登録期間を満了したとき、第5条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は前条により登録の辞退を届け出たときは、当該登録を取り消し、サポート企業等に通知するものとする。

(サポート企業間の情報共有等)

第9条 道は、本道のがん対策の充実に向けて、毎年度、登録企業等の取組について把握し、サポート企業等間で情報共有を行うものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の第3条の規定について、施行日以前に本制度に登録している企業等であって、「管理する施設における分煙による受動喫煙の防止」のみで登録しているものについては、令和4年3月31日または登録期間満了日のいずれか早い日までの間は登録を継続することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の第3条の規定について、施行日以前に本制度に登録している企業等であって、「(1) がん検診の受診促進」のみで登録している又は、「(1) がん検診の受診促進」に登録していない企業等については、令和7年3月31日までの間は登録を継続することができる。